⑵　代表企業及び構成企業全者に共通する参加資格要件

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第１項各号に掲げる者に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

イ　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ウ　次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。なお、期間等については国立研究開発法人国立国際医療研究センターの理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

㋐　契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㋑　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

㋒　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

㋓　監督又は検査の実施に当たり職員及び理事長が委託した者の職務の執行を妨げた者

㋔　正当な理由なく契約を履行しなかった者

㋕　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

㋖　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

㋗　前各号に類する行為を行なった者

エ　ウに該当する者を入札代理人として使用しない者

オ　参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に国立研究開発法人国立国際医療研究センターの理事長又は理事長から指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

カ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

キ　国立研究開発法人国立国際医療研究センター契約事務取扱細則第５条第４項の規定に基づき理事長が定める資格を有するものであること。

ク　国立研究開発法人国立国際医療研究センター反社会的勢力への対応に関する規程第２条の各号に該当しないものであること。

⑶　業務別の参加資格要件

ア　設計業務に当たる者の参加資格要件

㋐　厚生労働省一般競争参加資格「建築関係コンサルタント」のＡ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の一般競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、関東・甲信越地域における一般競争参加資格の再認定を受けていること。）ただし、国立国際医療研究センターの契約事務取扱細則第５条第４項に定めるものを含むこととする。

㋑　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条第１項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

㋒　削除

㋓　管理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

①　一級建築士の資格を有すること。

②　常勤の自社社員で引き続き３ケ月以上の雇用関係があること。

③　削除

㋔　意匠担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

①　一級建築士の資格を有すること。

②　常勤の自社社員で引き続き３ケ月以上の雇用関係があること。

③　削除

④　本業務に専任で配置できること。（基本設計に着手し、実施設計及び関連する諸手続が終了するまでの期間に限る。）

㋕　構造担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

①　構造設計一級建築士の資格を有すること。

②　常勤の自社社員で引き続き３ケ月以上の雇用関係があること。

③　削除

㋖　電気設備担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

①　一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、一級電気工事施工管理技士又は第三種電気主任技術者の資格を有すること。

②　常勤の自社社員で引き続き３ケ月以上の雇用関係があること。

③　削除

㋗　機械設備担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

①　一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士又は一級管工事施工管理技士の資格を有すること。

②　常勤の自社社員で引き続き３ケ月以上の雇用関係があること。

③　削除

㋘　その他

①　管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ１名とし、兼任しないこと。ただし、管理技術者は、意匠担当主任技術者及び工事監理業務の管理技術者と兼任することができる。また、各担当主任技術者は、工事監理業務の担当技術者と兼任することができる。

②　管理技術者とは、本事業に係る業務全般の管理及び統括を行う者とする。

③　担当主任技術者とは、管理技術者の下で、各分担業務分野を総括する役割を担う者とする。

④　管理技術者及び各担当主任技術者の所属は、⑶ア㋐～㋒の要件を満たす構成企業のいずれかを問わない。

イ　工事監理業務に当たる者の参加資格要件

㋐　厚生労働省一般競争参加資格「建築関係コンサルタント」のＡ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の一般競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続き開始の決定後、関東・甲信越地域に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）ただし、国立国際医療研究センターの契約事務取扱細則第５条第４項に定めるものを含むこととする。

㋑　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条第１項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

㋒　削除

㋓　管理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

①　一級建築士の資格を有すること。

②　常勤の自社社員で引き続き３ヶ月以上の雇用関係があること。

③　削除

㋔　建築担当技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

①　一級建築士の資格を有すること。

②　常勤の自社社員で引き続き３ヶ月以上の雇用関係があること。

③　削除

㋕　電気設備担当技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

①　一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士、一級電気工事施工管理技士又は第三種電気主任技術者の資格を有すること。

②　常勤の自社社員で引き続き３ヶ月以上の雇用関係があること。

③　削除

㋖　機械設備担当技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

①　一級建築士、建築設備士、設備設計一級建築士又は一級管工事施工管理技士の資格を有すること。